

奈良県告示第二百二十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域として平成二十七年一月奈良県告示第四百九号（土砂災害警戒区域の指定）で指定した次の区域について、その指定を解除する。

平成二十八年九月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

区域の名称	区域	縦覧場所
桜井市下（〇〇三）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課
桜井市浅古（〇〇八）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課
桜井市浅古（〇〇九）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課
桜井市浅古（〇一〇）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課
桜井市浅古（〇一一）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。